

決 定 書

申 立 人 X

被申立人 Y

上記当事者間の高労委昭和51年（不）第10号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、令和4年2月17日、第534回公益委員会議において、会長公益委員下元敏晴、会長代理公益委員山岡敏明、公益委員川田勲、同藤原潤子、同高林藍子が出席し、合議の上、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

第 1 事案の概要

被申立人Yは、申立人X（以下「申立人」という。）が昭和49年4月11日及び同年5月23日にX 1組合の同盟罷業に際し、上司の承認を受けずに正常な勤務をしなかったとして、申立人に対し、昭和50年2月27日に戒告の懲戒処分を行った。

申立人は、申立人が加入するX 2組合の上部組織であるX 3組合及びX 1組合の正当な組合活動に参加したものであって、この処分は、正当な組合活動をしたことの故をもって行われた不利益な取扱いであり、労働組合法第7条第1号に規定する不当労働行為に当たるとして、昭和51年2月25日に本件

救済申立てを行った。

第2 当委員会における審査の経緯

昭和51年2月27日に調査を開始して以来、答弁書、各側準備書面の提出がなく、審査が開始されないままであった。

令和4年1月7日、当委員会は、本件救済申立てを維持する意思の有無について同月25日までに書面で回答を求める旨、及び同日までに回答がない場合は維持する意思がないものとして取り扱う旨を申立人に書面で通知し、同月9日、同書面は申立人に送達された。

同月10日、申立人から当委員会の留守番電話に、本件救済申立てを行ったことはない旨等の連絡があったものの、その後、同月25日までに申立人からの回答はなかった。

第3 当委員会の判断及び法令上の根拠

以上の審査の経緯を踏まえると、申立人は、本件救済申立てを維持する意思を放棄したものとみざるを得ない。

したがって、当委員会は、労働委員会規則第33条第1項第7号の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和4年2月17日

高知県労働委員会

会長 下元 敏晴